

習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育に対する需用に応え、児童の福祉の増進に寄与するため、習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間認可保育所等」とは、以下に掲げる施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定により千葉県知事の認可を得て設置し、又は設置されている法第39条第1項に規定する施設
- (2) こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項又は第3項の規定による千葉県知事の認定、同条第9号の規定による公示及び第17条第1項の規定による千葉県知事の認可を受けて設置した施設並びに設置されている同法第2条第6項に規定する施設
- (3) 小規模保育事業所 法第34条の15第2項の規定により習志野市長の認可を得て設置する施設

(補助対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、国又は千葉県が定める交付金又は補助金の対象となる事業でかつ、別表1に掲げるものとする。

2 補助対象経費、補助対象事業者及び補助額等は、別表1に定めるとおりとし、算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 交付規則第7条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 施設の区分に応じて、別表2に定める基準を遵守すること。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - (ア) 民間認可保育所等の規模又は構造(軽微な変更を除く。)
 - (イ) 利用定員

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効果の増加した価格が50万円以上の機械及び器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄しないこと。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならないこと。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。また、補助対象事業者が証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該事業者が

解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継ぐこと。

(10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。

(11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

(12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど習志野市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(13) 補助を受けた日から起算して次に掲げる年数を経過せず民間認可保育所等の運営を中止し、又は廃止したときは、補助額に次に定める率を乗じた額を返還すること。この場合において、返還金額に助成を受けた日から返還の日まで、年利10.95%を乗じて算出した損害金（円未満切捨て）を付して返還すること。

(ア) 1年未満 50%

(イ) 1年以上2年未満 40%

(ウ) 2年以上3年未満 30%

(エ) 3年以上4年未満 20%

(オ) 4年以上5年未満 10%

(交付の申請)

第5条 交付申請書の様式は、交付規則第5条第3項の規定により習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとし、別表3に掲げる書類を添付するものとする。

(実績報告)

第6条 実績報告書の様式は、交付規則第16条第2項の規定により習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金実績報告書（別記第2号様式）によるものとし、別表4に掲げる書類を添付するものとする。

(交付の特例)

第7条 市長は、必要があると認める場合においては、概算払により補助金を交付することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月14日から施行し、改正後の習志野市民間認可保育所施設整備費等補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、この要綱による改正前の習志野市民間認可保育所施設整備等補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けたものに適用する。

別表1(第3条)

補助金等の種類	国又は県が定める交付要綱	事業区分	対象経費	対象事業者	補助額
安心こども基金	千葉県安心こども基金事業費補助金に係る要綱※	保育所緊急整備事業	千葉県安心こども基金事業費補助金に係る要綱別表に定める経費	千葉県安心こども基金事業費補助金に係る要綱別表に定める設置主体	千葉県安心こども基金事業費補助金に係る要綱に基づき算出した補助額に4分の3を乗じて得た額とする。
保育所等整備交付金	保育所等整備交付金に係る要綱※	保育所等	保育所等整備交付金に係る要綱別表に定める経費	保育所等整備交付金に係る要綱に定める設置主体	保育所等整備交付金に係る要綱に基づき算出した交付額に、国の補助率で割り返し、その金額に4分の3を乗じて得た額とする。
		保育所機能部分	保育所等整備交付金に係る要綱別表に定める経費		
認定こども園施設整備交付金	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金に係る要綱※	認定こども園整備	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金に係る要綱別表に定める経費	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金に係る要綱に定める設置主体	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金に係る要綱に基づき算出した補助額に、県の補助率で割り返し、その金額に4分の3を乗じて得た額とする。
保育対策総合支援事業費補助金	保育対策総合支援事業費補助金に係る要綱※	保育所等改修費等支援事業	(1)賃貸物件による保育所改修費等 保育対策総合支援事	保育対策総合支援事業費補助金に係る要綱に定める事業者	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき算出した額に4分の3を乗じ

別表1(第3条)

			業費補助金に係る要綱に定める経費		て得た額とする。
			(2)小規模保育改修費等 保育対策総合支援事業 業費補助金に係る要綱に定める経費	保育対策総合支援事業 業費補助金に係る要綱に定める事業者	
			(3)認可化移行改修費等 保育対策総合支援事業 業費補助金に係る要綱に定める経費	保育対策総合支援事業 業費補助金に係る要綱に定める事業者	
			(4)幼稚園における長時間預かり保育改修費等 保育対策総合支援事業 業費補助金に係る要綱に定める経費	保育対策総合支援事業 業費補助金に係る要綱に定める事業者	
		認可化移行移転費等支援事業	認可化移行移転費等支援事業の実施に係る要綱に定める経費	認可化移行移転費等支援事業の実施に係る要綱に定める事業者	認可化移行移転費等支援事業の実施に係る要綱に基づき算出した額とする。

※国又は県が定める交付要綱は、それぞれ当該補助金の申請年度に係る要綱をいう。

別表2(第4条第1項第1号)

施設区分	遵守すべき基準
保育所	習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準
こども園	千葉県幼保連携型認定こども園設置認可に関する基準及び習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準
小規模保育事業所	習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び習志野市小規模保育事業実施要領

別表3(第5条)

事業区分	必要書類
別表1の事業	<p>ア 習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金交付申請書(別記第1号様式)</p> <p>イ 別表1の国又は県が定める交付要綱に基づく必要書類</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>

別表4(第6条)

事業区分	必要書類
別表1の事業	ア 習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金実績報告書(別記第2号様式) イ 別表1の国又は県が定める交付要綱に基づく必要書類 ウ その他市長が必要と認める書類

別 記

第1号様式(第5条)

年 月 日

習志野市長 宛て

設置者

設置者住所

代表者職氏名 印

施設名

施設所在地

習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金交付申請書

年度習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

2 申請金額 金 円

3 添付書類

第2号様式(第6条)

年 月 日

習志野市長 宛て

設置者

設置者住所

代表者職氏名 印

施設名

施設所在地

習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

2 補助金の額 金 円

3 添付書類